

永平寺町公印規則等の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和7年3月28日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第4号

永平寺町公印規則等の一部を改正する規則

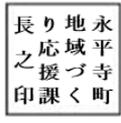
(永平寺町公印規則の一部改正)

第1条 永平寺町公印規則(平成18年永平寺町規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「

28	同上		古印体	方 18	柘植	文書用	会計課長
29	支所長印		古印体	方 18	柘植	文書用	永平寺支所長
30	同上		古印体	方 18	柘植	文書用	上志比支所長

」を「

28	同上		古印体	方 18	柘植	文書用	会計課長
29	同上		古印体	方 18	柘植	文書用	地域づくり応援課長

」に、「31」を「30」に、「32」を「31」に、「33」を「32」に、「34」を「33」に、「35」を「34」に、「

36	同上		古印体	方 21	柘植	文書用 卒園証書用	志比北幼稚園長
----	----	---	-----	------	----	--------------	---------

」を「

35	同上		古印体	方 21	柘植	文書用 卒園証書用	志比北幼稚園長
----	----	---	-----	------	----	--------------	---------

」に、「37」を「36」に、「38」を「37」に、「39」を「38」に、「40」を「39」に、

「41」を「40」に、「42」を「41」に、「43」を「42」に、「44」を「43」に、「45」を「44」に、「46」を「45」に、「47」を「46」に、「48」を「47」に、「49」を「48」に、「50」を「49」に、「51」を「50」に、「52」を「51」に、「53」を「52」に、「

54	同上		楷書体	円 24	ゴム	文書	
----	----	---	-----	------	----	----	--

」を「

53	同上		楷書体	円 24	ゴム	文書	
----	----	---	-----	------	----	----	--

」に、「55」を「54」に、「56」を「55」に、「57」を「56」に、「58」を「57」に、「59」を「58」に、「60」を「59」に、「61」を「60」に、「62」を「61」に、「63」を「62」に、「64」を「63」に、「

65	同上		楷書体	円 24	ゴム	文書	
----	----	---	-----	------	----	----	--

66	同上		楷書体	円 24	ゴム	文書	
----	----	--	-----	------	----	----	--

」を「

64	同上		楷書体	円 24	ゴム	文書	
----	----	---	-----	------	----	----	--

」に、「67」を「65」に、「68」を「66」に、「69」を「67」に、「70」を「68」に、「71」を「69」に、「72」を「70」に、「73」を「71」に、「74」を「72」に、「75」を「73」に、「76」を「74」に、「77」を「75」に、「78」を「76」に、「79」を「77」に、「80」を「78」に、「81」を「79」に、「82」を「80」に、「

83	同上		楷書体	円 27	ゴム	文書	
----	----	---	-----	------	----	----	--

84	同上		楷書体	円 27	ゴム	文書	
----	----	---	-----	------	----	----	--

」を「

81	同上		楷書体	円 27	ゴム	文書	
----	----	---	-----	------	----	----	--

」に、「85」を「82」に改める。

(永平寺町長職務執行者の公印を定める規則の一部改正)

第2条 永平寺町長職務執行者の公印を定める規則(平成18年永平寺町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「永平寺支所長」を「地域づくり応援課長」に、「上志比支所長」を「地域づくり応援課長」に改める。

(永平寺町職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第3条 永平寺町職員の職の設置に関する規則(平成18年永平寺町規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「参事」の次に「(室長)」を加える。

第3条の表支所長の項中「受け、」の次に「特に命じられた困難な事務及び」を加え、同表参事の項を削る。

(永平寺町財務規則の一部改正)

第4条 永平寺町財務規則(平成18年永平寺町規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「平成18年永平寺町条例第6号」を「令和4年永平寺町条例第1号」に、「第1条」を「第2条」に改め、「及び支所」を削る。

第56条第1項第3号中「永平寺町債権管理条例」の次に「(平成29年永平寺町条例第16号)」を加える。

別表第4中「本庁の」及び「、支所」を削り、「

永平寺支所	支所長
上志比支所	支所長

」を「

地域づくり応援課	課長
----------	----

」に改める。

(永平寺町財産管理規則の一部改正)

第5条 永平寺町財産管理規則(平成18年永平寺町規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「29号」を「第29号」に改め、同条第4号中「及び支所」を削る。

(永平寺町債権管理条例施行規則の一部改正)

第6条 永平寺町債権管理条例施行規則(平成30年永平寺町規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成26年永平寺町条例第7号」を「令和4年永平寺町条例第1号」に、「第1条」を「第2条」に改め、「及び支所」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。